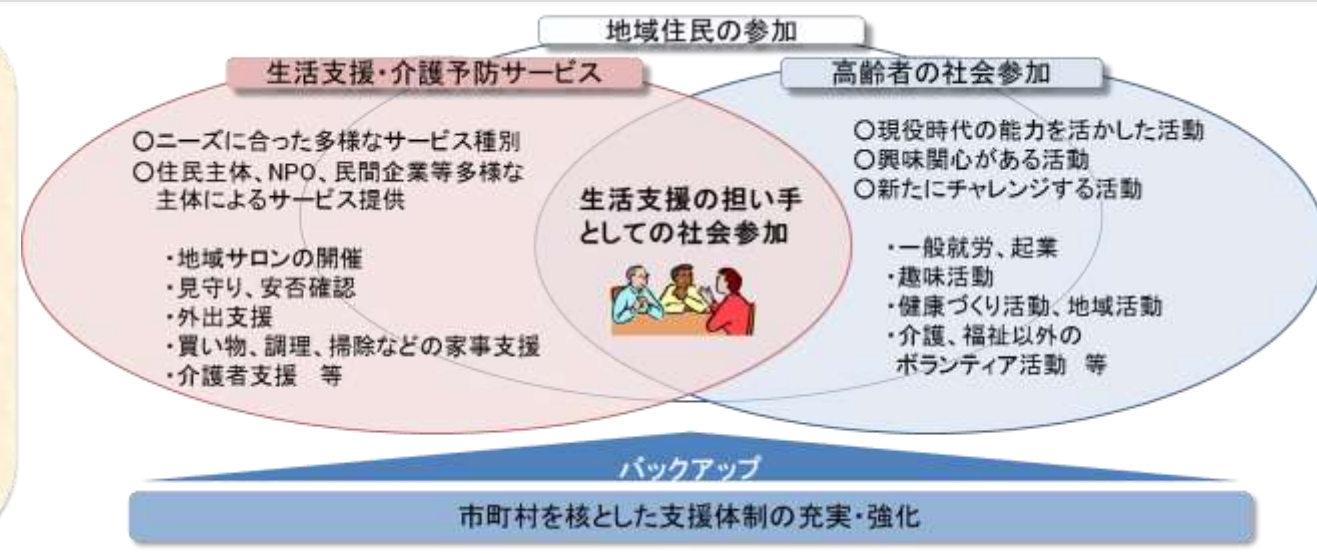


熱海市における介護予防・ 日常生活支援総合事業について

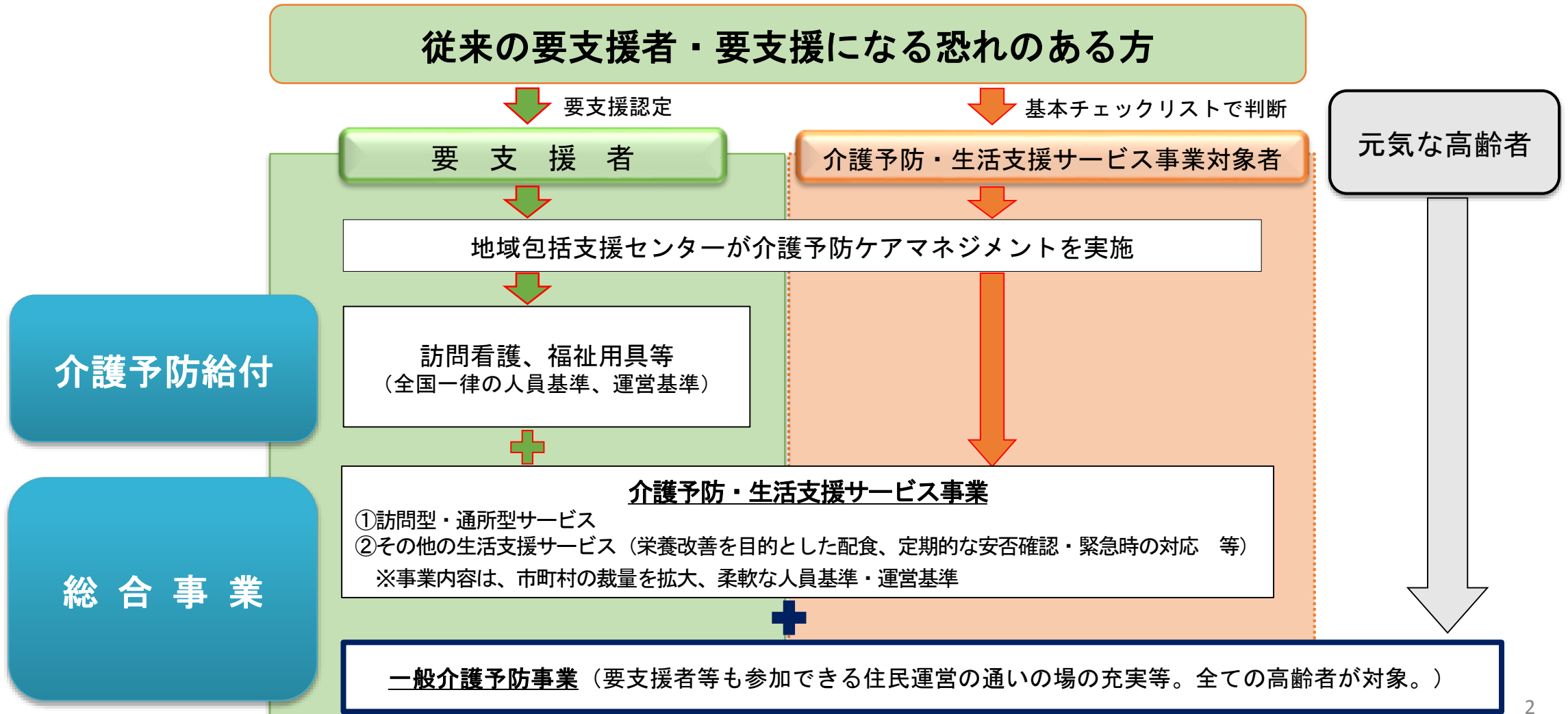
介護予防・日常生活支援総合事業の考え方



- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっている。
- 総合事業では、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。
- 要支援者等は、掃除や買い物などの生活行為(IADL)の一部が難しくなっているが、排泄、食事摂取等の身の回りの生活行為(ADL)は自立している方が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
- そのため、要支援者の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が実施する総合事業に移行し、住民等が参画できるような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。
- 総合事業の実施に当たっては、地域の人材を活用し、元気な高齢者が支援を必要とする要支援者等の支え手となっていくことで、よりよい地域づくりにつながり、社会参加の機会の増大による支え手となる高齢者の介護予防も期待できる。

- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して、基本チェックリストによる迅速なサービス利用が可能になる。

※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行い、サービスを利用。



熱海市における介護予防・日常生活支援総合事業について

< 現行 >

介護保険制度

< 見直し後 >

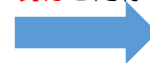
介護給付 (要介護1~5)

訪問看護、福祉用具等

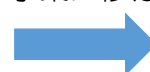
予防給付
(要支援1~2)

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・予防支援 (訪問・通所介護ケアプラン)

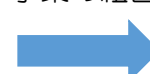
現行と同様



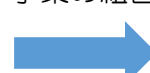
事業に移行



事業の組替



事業の組替



介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2) 訪問看護、福祉用具等

介護予防・日常生活支援総合事業

○ 介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1~2、事業対象者)

- ・訪問型サービス (予防給付相当サービス・訪問型サービスA)
- ・通所型サービス (予防給付相当サービス・通所型サービスC)
- ・介護予防支援事業 (訪問・通所型ケアマネジメント)

○ 一般介護予防事業 (全ての第1号被保険者)

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 (新規)

地域支援事業

介護予防事業

○ 二次予防事業

- ・通所型介護予防事業 (通所型Cに編入)
- ・対象者把握事業

○ 一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業
- ・生活管理指導員派遣事業 (訪問型Aに編入)

地域支援事業

熱海市が実施する介護予防・生活支援サービス事業におけるサービスの基準

訪問型サービスの人員・設備・運営基準

サービス種別	総合事業訪問介護（予防給付相当サービス）	総合事業訪問型サービス（訪問型サービスA）
サービス内容	訪問介護員等による身体介護、生活援助	訪問従事者等による <u>身体介護を伴わない</u> 生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○現行相当のサービス対象者以外で、利用者又は同居家族等が家事を行うことが困難なケース</p> <p>○<u>身体介護を伴わない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助</u>が必要なケース</p> <p>※サービス内容は柔軟に提供可能としつつ、ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資するサービスを提供</p>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤専従 1（支障がない場合は兼務可） ・訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者） ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等に従事した介護職員初任者研修修了者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤専従 1人（支障がない場合は兼務可） ・訪問従事者 必要数 （介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は市が認めた一定の研修受講者） ・訪問事業責任者 1人以上必要数 （介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者又は市が認めた一定の研修受講者）
設備基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品 	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品
運営基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

訪問型サービスの個別サービス計画・報酬

サービス種別	総合事業訪問介護（予防給付相当サービス）	総合事業訪問型サービス（訪問型サービスA）
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA 1（原則的な介護予防ケアマネジメント）	ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）
個別サービス計画	ケアプランに沿って作成（現行の介護予防訪問介護計画に準ずる）	ケアプランに沿って作成（現行の介護予防訪問介護計画に準ずる）
サービス提供状況の報告	毎月実施	毎月実施
モニタリング（評価）	計画期間（概ね6箇月）終了時まで実施	ケアマネジメントの評価実施時期（概ね6箇月）に合わせて実施
単価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の予防給付に準ずる（月包括単位） 週1回程度 1, 168単位/月 週2回程度 2, 335単位/月 週2回を超える程度 3, 704単位/月（要支援2のみ） ・ 加算、減算は予防給付に準ずる ・ 国保連経由で審査・支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来高払のみ 週2回まで 233単位/回 週3回まで 233単位/回（要支援2のみ） ・ 加算、減算ともになし ・ 国保連経由で審査・支払
利用者負担	所得に応じて1割又は2割（介護保険負担割合証による）	所得に応じて1割又は2割（介護保険負担割合証による）
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所は、「相当サービス」の指定を受けたものとみなされるため、申請手続は不要。（みなし指定） ・ みなし指定の更新及び新規に指定を受ける場合、既に指定を受けている訪問介護と指定有効期間が相違するため、指定有効期間を<u>6年以内</u>とすることを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に指定申請が必要。 ・ 指定の有効期限は<u>6年以内</u>とすることを可能とする。（予防給付相当サービスと同様の取扱い）

総合事業訪問介護・訪問型サービスと一体的に実施する場合の介護給付の基準

		総合事業訪問介護と一体的に実施する場合の訪問介護	総合事業訪問型サービスと一体的に実施する訪問介護
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員基準	<p>○訪問介護と総合事業訪問介護の利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1人 ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援者40人、事業対象者40人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 3人以上 	<p>○サービス提供責任者は要介護者の数で介護給付の基準を満たし、要支援者、事業対象者には訪問事業責任者を必要数（介護給付の基準は緩和されない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1人 ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上 ・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 <p>【例】 利用者が要介護者40人、要支援40人、事業対象者40人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上＋訪問従事者必要数 ・ サービス提供責任者 1人以上＋訪問事業責任者必要数
	設備基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・ 必要な設備、備品 	
	運営基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持 ・ 健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

訪問型サービスで提供するサービスの範囲について

訪問型サービス（総合事業訪問介護、総合事業訪問型サービス）で提供するサービスの範囲は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）を参考にしてください。

身体介護	生活援助
<p>総合事業訪問介護(予防給付相当サービス)</p>	<p>総合事業訪問介護(予防給付相当サービス) 総合事業訪問型サービス(訪問型サービスA)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録 ○排泄介助、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理 ○清拭(全身清拭)、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容(日常的な行為としての身体整容)、更衣介助 ○体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助 ○起床・就寝介助 ○服薬介助 ○自立生活支援のための見守りの援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録等 ○掃除 ○洗濯 ○ベッドメイク ○衣類の整理・被服の補修 ○一般的な調理、配下膳 ○買い物・薬の受取り

※生活援助の内容に含まれない行為(例)

- 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

通所型サービスの人員・設備・運営基準

サービス種別	総合事業通所介護（予防給付相当サービス）	元気アップ教室（通所型サービスC）
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	生活機能の向上・改善のための機能訓練 （運動器の機能低下予防、口腔機能の向上等）
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	○基本チェックリストにおいて、事業対象者に該当したケース ○要支援1、2の認定を受けているが、その他のサービス利用がないケース
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1 ・ 生活相談員 専従 1 以上 ・ 看護職員 専従 1 以上 ・ 介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 以上 利用者が 15 人を超える場合 超えた利用者 1 人につき 専従 0.2 以上 ・ 機能訓練指導員 1 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の者のうち、最低 2 名以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員 ※理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、健康運動指導士若しくは介護予防運動指導員又はこれらに準ずる者 ・ 看護職員 ・ 経験がある介護職員 ※これまで機能訓練等において事業実施に携わったことがあり、安全かつ適切に運動器の機能向上サービスが提供できると認められた者 ○歯科衛生士（口腔機能向上プログラムを担当） 1 名以上
設備基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上 ・ 静養室・相談室・事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要な設備、備品 	—
運営基準	<p>（現行の基準と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 従事者の清潔の保持 ・ 健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	—

通所型サービスの個別サービス計画・報酬

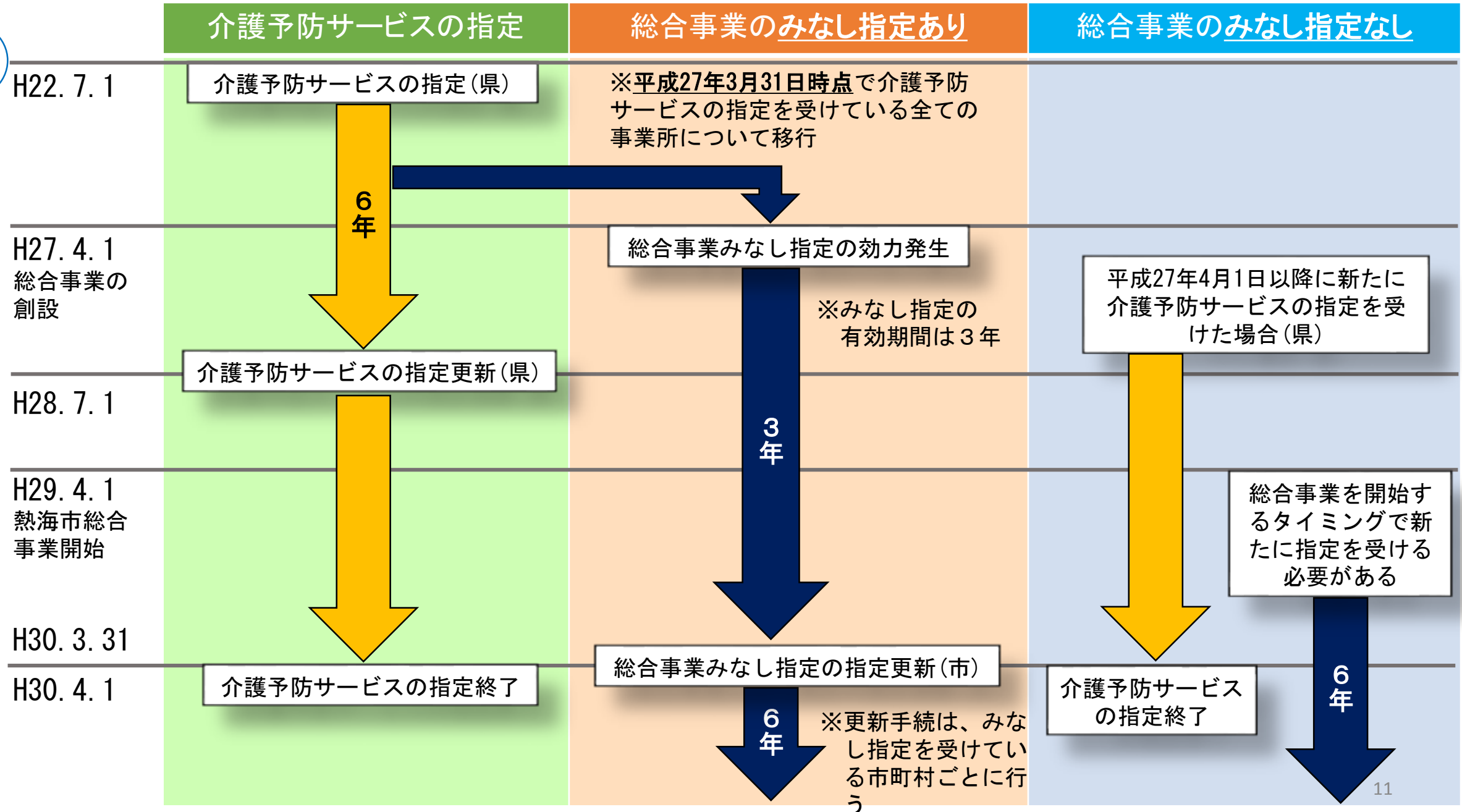
サービス種別	総合事業通所介護（予防給付相当サービス）	元気アップ教室（通所型サービスC）
ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントA1（原則的なケアマネジメント）	ケアマネジメントA2
個別サービス計画	ケアプランに沿って作成（現行の介護予防通所介護計画に準ずる）	ケアプランに沿って作成（現行の運動器機能向上トレーニング計画）
サービス提供状況の報告	毎月実施	毎月実施
モニタリング（評価）	計画期間（概ね6箇月）終了時まで実施	計画期間（3箇月）終了時まで実施。
単価	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の予防給付に準ずる（月包括単位） 事業対象者、要支援1 1,647単位/月 要支援2 3,377単位/月 ・加算・減算は予防給付と同様 ・国保連経由で審査・支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス実施事業者へ委託料を支払 ・現行の介護予防通所リハビリテーションの費用を目安 週1回 4,500円/回
利用者負担	所得に応じて、1割又は2割（介護保険負担割合証による）	1回当たり450円
実施方法	事業者指定	事業者委託
指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、「相当サービス」の指定を受けたものとみなされるため、申請手続は不要。（みなし指定） ・みなし指定の更新及び新規に指定を受ける場合、既に指定を受けている訪問介護と指定有効期間が相違するため、指定有効期限を<u>6年以内</u>とすることを可能とする。 	—

総合事業通所介護と一体的に実施する場合の介護給付の基準

		総合事業通所介護と一体的に実施する場合の通所介護	元気アップ教室と一体的に実施する場合の通所介護
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員基準	<p>○現行の予防サービスと同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、通所介護と総合事業通所介護の利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1 人 ・ 生活相談員 専従 1 人以上 ・ 看護職員 専従 1 人以上 ・ 介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 人以上 利用者が 15 人を超える場合 超えた利用者 1 人につき専従 0.2 人以上 (生活相談員・介護職員の 1 人以上は常勤) ・ 機能訓練指導員 1 人以上 <p>【例】 利用者が要介護者 10 人、要支援者 10 人、事業対象者 10 人の場合 ・ 介護職員 4 人以上</p>	<p>○通所介護の基準を満たした上で、同一の時間帯・場所で熱海市元気アップ教室を行うことは可能。ただし、プログラム、人員を明確に区分する(介護給付の基準は緩和されない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 常勤専従 1 人 ・ 生活相談員 専従 1 人以上 ・ 看護職員 専従 1 人以上 ・ 介護職員 利用者が 15 人まで 専従 1 人以上 利用者が 15 人を超える場合 超えた利用者 1 人につき専従 0.2 人以上 (生活相談員・介護職員の 1 人以上は常勤) ・ 機能訓練指導員 1 人以上 <p>【例】 利用者が要介護者 10 人、要支援者 5 人、事業対象者 5 人の場合 ・ 介護職員 1 人以上 + 熱海市元気アップ教室の職員必要数</p>
	設備基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂・機能訓練室 利用定員 × 3 m² 以上 ・ 静養室・相談室・事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要な設備、備品 	
	運営基準	<p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規程等の説明・同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 訪問介護員等の清潔の保持 ・ 健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	

既存の介護予防訪問介護・通所介護事業所の総合事業みなし指定について

例

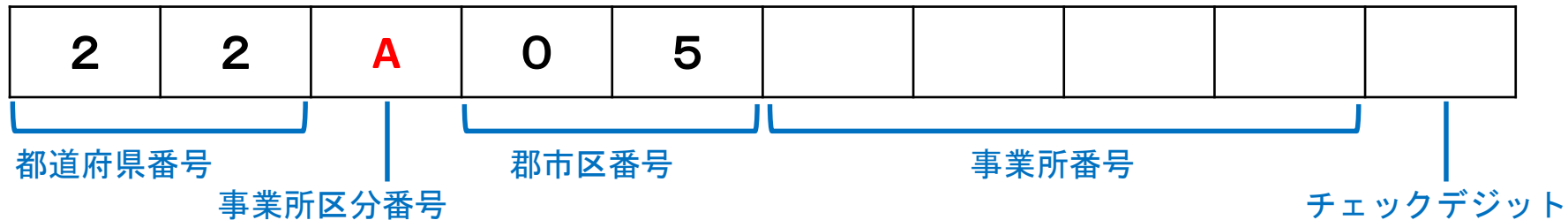


みなし指定の効力について

- 平成27年3月31日において「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定を受けていた事業所については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、総合事業における現行の予防給付相当サービスの指定を受けたものとみなされている（みなし指定）ため、申請手続は不要。
- ただし、緩和した基準による訪問型サービスAを実施する場合は、訪問型サービスAの指定申請を行う必要がある。（原則として、事業所番号は既存の介護保険事業所番号を使用する。）
- みなし指定の効力は、全市町村に及ぶため、平成30年3月31日までの間は、現行と同様に他市町村被保険者に対しても予防給付相当サービスの提供が可能。
- みなし指定が終了する平成30年3月31日以降も事業を継続する場合、指定更新手続が必要になるが、他市町村被保険者（住所地特例対象者を除く）がサービスを利用している場合は、当該保険者市町村へも指定更新手続を行う必要がある。
- みなし指定更新後の指定有効期間は、平成30年4月1日から6年間となるが、既に訪問介護・通所介護事業所の指定を受けている場合、また、新たに訪問型サービスAの指定を受けた場合にそれぞれの指定有効期間が相違することとなり、指定有効期間の管理や事務手続が煩雑になることが考えられる。そのため本市では、既存の訪問・通所介護事業所の指定有効期間に合わせた総合事業の指定有効期間を設定することも可能とする。（この場合、指定有効期間が通常の6年より短くなることに注意）

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業所

- 平成27年4月1日以降に新規に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所については、総合事業のみなし指定の効力が及ばないため、現行の予防給付相当サービス又は緩和した基準による訪問型サービスAを提供するためには、総合事業の指定を受ける必要がある。
- なお、他市町村被保険者（住所地特例対象者を除く）がサービスを利用している場合は、当該保険者市町村へも指定申請を行う必要がある。
- 平成29年4月1日以降、新規に総合事業の指定を受けた事業所は、付番された事業所番号をケアマネジャーに連絡する。（ただし、介護保険事業所の指定を併せて受ける場合は当該事業所番号を使用する。）



- 総合事業の指定有効期間は、指定を受けた日から6年間となるが、みなし指定事業所と同様に、既存の訪問・通所介護事業所の指定有効期間に合わせた総合事業の指定有効期間を設定することも可能とする。（この場合、指定有効期間が通常の6年より短くなることに注意）

介護予防・生活支援サービスに係る指定申請手続について

○総合事業のみなし指定を受けていない事業所及び訪問型サービスAを開始する事業所が、指定申請時に提出する書類は次のとおり。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書
- (2) 付表
- (3) 添付書類（詳細は別紙添付書類一覧のとおり）

※指定申請書等は、熱海市ホームページに掲載予定。

○平成29年4月1日から事業を開始する場合は、平成29年2月末日までに上記書類を長寿介護課介護保険室に持参すること。これ以降に受け付けるものは、平成29年5月1日以降の指定となる。なお、持参する際は、あらかじめ電話で予約の上で来庁すること。

○総合事業のみなし指定を受けていない事業所を利用している他市町村被保険者（住所地特例対象者を除く）が、引き続きサービスを利用する場合は、当該保険者市町村へも指定申請が必要であるが、市町村によって介護予防・生活支援サービスの基準が異なるため注意が必要。

○他市町村の住所地特例対象者は、事業所所在市町村の介護予防・生活支援サービス（基準、単価）を使用するため、保険者市町村への指定申請手続は不要になる。

各種届出について

○変更届について

届け出た事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

○介護予防・日常生活支援総合事業費の算定に係る体制届

届出が必要な加算を取得する場合は、体制届を提出する必要がある。

対象サービス：総合事業訪問介護、総合事業通所介護

提出時期：毎月15日以前になされた場合、翌月から算定を開始。

毎月16日以降になされた場合、翌々月から算定を開始。

※介護職員処遇改善加算については、算定月の2月前の末日までに提出。

○休止・廃止届

事業所を休止又は廃止する場合、休止又は廃止の1月前までに届出を提出する必要がある。

○再開届

休止した事業所を再開した場合、再開した日から10日以内に再開届を提出する必要がある。

※各種届出様式は、熱海市ホームページに掲載予定。

定款の変更について

○定款及び法人登記簿の（事業の）目的欄に下記に示すような事業の記載がない場合は、定款変更及び変更登記が必要。

熱海市においては、この定款変更による変更届の提出は不要とする。

定款の記載例：

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」、「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」

ただし、定款に下記の事業の記載がある場合は、総合事業の内容も含むため、定款の変更は不要。

- ・「老人居宅介護等事業」⇒「第一号訪問事業」を含む。
- ・「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」⇒「第1号通所事業」を含む。

既に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、そのままみなし指定となるが、みなし指定の有効期間（平成30年3月31日）以降も事業を継続する場合は、定款を変更する必要がある。

（注1）平成27年4月1日以降、介護予防サービスの新規指定を受けた場合には、みなし指定の対象とはならないため、総合事業を実施するためには指定申請手続が必要。

（注2）医療法人、社会福祉法人等が定款を変更する場合は、それぞれを所管する部署へ確認が必要。

運営規程、契約書、重要事項説明書等の変更について

○現在の介護予防訪問・通所介護事業所で使用している運営規程、契約書、重要事項説明書等は、総合事業の基準に合わせて、内容を変更する必要がある。

熱海市においては、この運営規程変更による変更届の提出は不要とする。

総合事業への移行に当たって、変更となる主な文言は下記のとおり。

- ・「介護予防訪問介護」 ⇒ 「第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」 ⇒ 「第1号通所事業」
- ・「介護予防支援」 ⇒ 「介護予防ケアマネジメント」

法令を記載している場合は、

- ・「熱海市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要領」

平成30年3月31日までは、介護予防サービスの指定が残るため、介護予防サービスと一体的に作成する場合は、次のような表記が想定される。

- ・「介護予防訪問介護」 ⇒ 「介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」 ⇒ 「介護予防通所介護及び第1号通所事業」

○既存の利用者は、次の要支援認定更新時に介護予防サービスの利用者から総合事業の利用者となる。そのため、新しい契約書・重要事項説明書で同意を取り交わすことが必要と考える。

要支援認定者の総合事業への移行について

- 総合事業開始日の前日（平成29年3月31日）において、要支援認定を受けている利用者については、現在の要支援認定有効期間満了日まで引き続き予防給付のサービスを利用することが可能。
- 要支援認定の有効期間は最長1年なので、総合事業開始から1年間で、介護予防訪問・通所介護の利用者が総合事業に移行する。
- 介護予防訪問介護・通所介護のみの利用者については、基本チェックリストに該当すれば要支援認定手続を省略し、サービス利用が可能。

認定申請時期による予防給付から総合事業へ移行するタイミング（介護予防訪問・通所介護のみ）

	H29.1月	H29.2月	H29.3月	H29.4月 総合事業 開始	H29.5月			H30.1月	H30.2月	H30.3月
H29.5.1更新 (H29.4.30切れ)	H29.4.30までは予防給付				H29.5.1から総合事業に移行					
H29.2.1更新 (H29.1.31切れ)	H30.1.31までは予防給付				H30.2.1から総合事業に移行					

総合事業訪問型サービス（訪問型サービスA）の訪問従事者について

○緩和した基準によるサービスでは、身体介護は含まれず、「調理や掃除」や「買い物代行」等の生活援助に係るサービスのみを行う。そのため、サービスを提供する訪問介護員の資格を緩和しているが、サービスを提供する際の基本的な考え方や高齢者への理解等に関し、一定の研修は必要であると考えている。

○本市では、旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安に、各事業者が職員向けの研修として行っていただくこと等を想定している。

＜カリキュラムの例＞	
介護保険制度、総合事業	介護保険制度の仕組み、総合事業、サービス利用の流れ等について
高齢者の特徴	加齢に伴う身体的・精神的変化、高齢者がかかりやすい疾病、障害、それにより起こる日常生活への影響等について
認知症への理解	認知症の理解と認知症高齢者への対応等について（認知症サポーター養成講座への参加も可）
生活援助	生活援助（家事援助）に関する基本的知識と技術、自立支援に向けた計画的なサービスの提供方法、サービス提供時の記録の作成方法等について
コミュニケーションの方法	訪問時のマナー、利用者の障害に応じたコミュニケーション技術、利用者及びその家族との信頼関係の構築方法等について
リスクマネジメント	安全対策、感染症対策、緊急時の対応、事故報告、個人情報保護、健康管理等について

※事業所は、上記内容を含んだ6～8時間程度の研修を実施後、市に研修報告書を提出することを予定。

介護予防・生活支援サービスのサービスコード

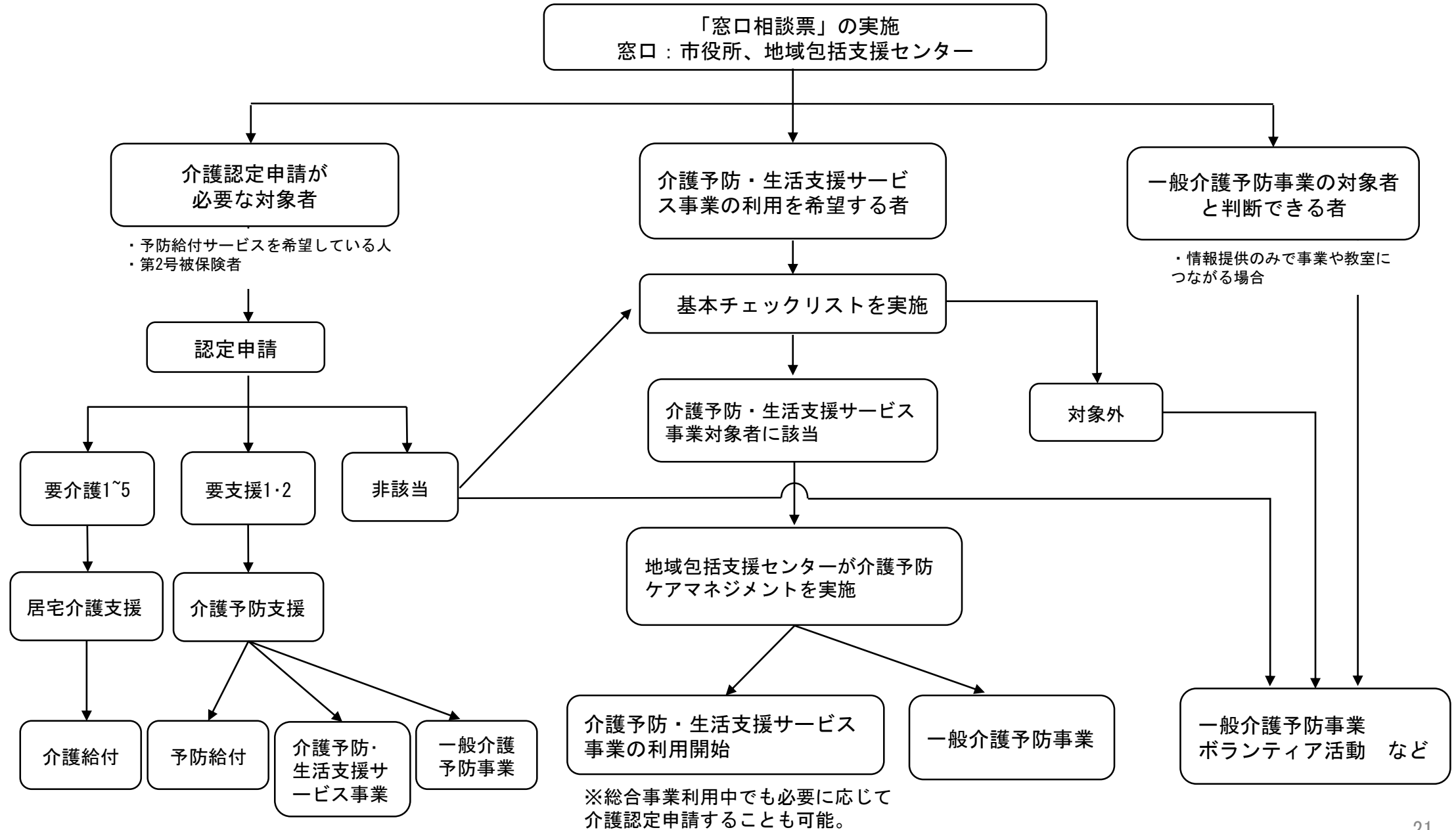
○介護予防・生活支援サービスのサービス種類コードは下記のとおり。

事業所種別	総合事業 訪問介護 (予防給付相当サービス)	総合事業 訪問型サービス (訪問型サービスA)	総合事業 通所介護 (予防給付相当サービス)
平成27年3月31日時点で介護予防訪問・通所介護事業所の指定を受けている事業所 (みなし指定事業所)	A 1	—	A 5
平成27年4月1日以降に介護予防訪問・通所介護事業所の指定を受けた事業所	A 2	A 3	A 6

○介護予防・生活支援サービスのサービスコード表は別紙参照。

事業所で使用している請求ソフトにサービスコードを登録する方法等については、請求ソフトの開発・販売会社に確認すること。

熱海市総合事業利用の基本的な流れ



窓口相談票と基本チェックリスト

《窓口相談票》		受付日		年	月	日
対応者		被保険者番号	2	0	5	0
対象者	氏名(ふりがな)	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)			
	住所	男・女				
	熱海市	電話番号				
相談者	氏名(ふりがな)	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)			
	本人との関係:	住所				
		電話番号				
【希望するサービス】						
※ フローチャートの結果、チェックリスト実施又は要介護申請のいずれかに○をする。						
【対象者の現在の状況】						
歩 行	可 : 杖なし・あり(屋内・屋外) ・ 支え必要 ・ 不可		移 動	自立 ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助		
入 浴	頻度: 回	形態:	洗 身	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助 ・ 未実施		
食事摂取	自立 ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助		調 理	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助 ・ レンジでの温めのみ可		
買 物	自立(方法:店舗・生協等) ・ 一部介助 ・ 全介助		排 泄	悩み事: なし ・ あり (具体的内容)		
その他 特記事項						

基本チェックリスト			実施日:平成 年 月 日	実施者:
回答のいずれかに○をつけてください。				
聞き取り: 本人 ・ 本人以外(誰)				
	質 問 事 項	回 答	点数	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい いいえ	/20	
2	日用品の買物をしていますか	はい いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	はい いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	はい いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	はい いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい いいえ		
11	6か月間で2〜3kg以上の体重減少がありましたか	はい いいえ	/5	
12	身長()cm 体重()kg BMI: 体重kg÷身長m÷身長m(18.5)	BMI ()		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい いいえ	/3	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい いいえ		
15	口の渴きが気になりますか	はい いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	はい いいえ	/2	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい いいえ	/3	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい いいえ		
20	今日は何月何日かわからない時がありますか	はい いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい いいえ	/5	
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい いいえ		
窓口相談票及び基本チェックリストの内容について、本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。				
署名: _____				
【確認欄】 確認日: 年 月 日				
熱海地区 南熱海 地域包括支援センター センター長 泉・伊豆山				
				印

熱海市介護予防ケアマネジメント業務の内容

	ケアマネジメントA1	ケアマネジメントA2	ケアマネジメントB
対象サービス	総合事業訪問介護(予防給付相当サービス) 総合事業通所介護(予防給付相当サービス)	元気アップ教室 (通所型サービスC)	総合事業訪問型サービス (訪問型サービスA)
事業対象の決定	必要	必要	必要
	必要書類: 基本チェックリスト(本人の同意が必要)、ケアマネジメント依頼書、被保険者証		
契約	必要	必要	必要
	必要書類: 契約書、重要事項説明書、個人情報の同意書		
アセスメント	実施	実施	実施
介護予防サービス・ 支援計画原案の作成	実施 (6箇月)	実施 (3箇月)	実施 (12箇月)
サービス担当者会議の開催	実施	実施	初回以降は必要時 計画は関係者間で共有
利用者への説明・同意	実施	実施	実施
介護予防サービス・ 支援計画書の決定交付	実施	実施	実施
モニタリング	毎月実施 (3箇月に一度は、必ず自宅訪問)	毎月実施	3箇月に一度は、必ず自宅訪問
評価	実施 (6箇月ごと)	実施 (3箇月)	実施 (6箇月ごと)

熱海市介護予防ケアマネジメントの費用

ケアマネジメントプロセス	ケアマネジメント類型	ケアプラン	サービスの種類	相当する現行のサービス種類	ケアマネジメント費
原則的なケアマネジメント	ケアマネジメントA1	作成あり	予防給付相当サービス (通所介護・訪問介護)	介護予防通所介護 介護予防訪問介護(身体介護・見守りの援助) 生活管理指導員派遣事業(見守りの援助として扱えるもの)	4,300円(基本報酬) +3,000円(初回加算) +3,000円(小規模多機能連携加算)
	ケアマネジメントA2		通所型C	二次予防教室	4,000円(基本報酬) +3,000円(初回加算)
簡略化したケアマネジメント	ケアマネジメントB		訪問型A	介護予防訪問介護(生活援助のみのもの) 生活管理指導員派遣事業(生活援助のみのもの)	3,010円(基本報酬) +3,000円(初回加算)

事業対象者の区分支給限度額

○総合事業における事業対象者の支給限度額は、予防給付の要支援1の限度額(5,003単位)とする。

利用者区分	サービス利用のパターン	区分支給限度額
事業対象者	介護予防・生活支援サービスのみ	5,003単位
要支援1	給付のみ	5,003単位
	給付＋介護予防・生活支援サービス	
	介護予防・生活支援サービスのみ	
要支援2	給付のみ	10,473単位
	給付＋介護予防・生活支援サービス	
	介護予防・生活支援サービスのみ	

○事業対象者は有効期間が無い場合、要介護又は要支援認定者となるまで、若しくは事業対象者に該当しなくなるまで総合事業のサービスを利用することができる。